（実工事期間を当初設定する場合）

実工事期間に関する覚書

　豊田市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、甲と乙との間で令和〇年〇月〇日締結した「○○○○○○○○工事」の工事請負契約に関し、乙の令和〇年〇月〇日付「実工事期間通知書」に基づき、次のとおり実工事期間を確認したことを本覚書によって双方確認する。

　実工事期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

　覚書の締結を証するため、この証書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。ただし、本覚書を覚書の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第１２条の４の２に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

　なお、令和〇年〇月〇日から本覚書の締結までの間に、当事者がなした本覚書に定める行為に相当する行為は、本覚書に基づくものとみなして、本覚書を適用する。

令和　年　月　日

　甲　愛知県豊田市西町３丁目６０番地

　　　　豊田市

　　　　　代表者　豊田市事業管理者　前田　雄治

　乙　〇〇

　　　　〇〇

　　　　　〇〇

（実工事期間を変更する場合）

実工事期間変更に関する覚書

　豊田市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、甲と乙との間で令和〇年〇月〇日締結した「実工事期間に関する覚書」に記載の実工事期間の変更に関し、次のとおり覚書を締結する。

　実工事期間を、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までに変更する。

　覚書の締結を証するため、この証書２通を作成し、当事者記名押印の上、各自１通を保有する。ただし、本覚書を覚書の内容を記録した電磁的記録により締結する場合は、当事者が地方自治法施行規則（昭和２２年内務省令第２９号）第１２条の４の２に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

　なお、令和〇年〇月〇日から本覚書の締結までの間に、当事者がなした本覚書に定める行為に相当する行為は、本覚書に基づくものとみなして、本覚書を適用する。

令和　年　月　日

　甲　愛知県豊田市西町３丁目６０番地

　　　　豊田市

　　　　　代表者　豊田市事業管理者　前田　雄治

　乙　〇〇

　　　　〇〇

　　　　　〇〇